

足利市行政改革大綱

昭和60年11月

足利市

足利市行政改革大綱

行政改革を進めるに当たっての基本的な考え方

近年、社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、本市をとりまく行財政環境は、依然としてきびしいものがある。

これらに的確に対応し、“活力ある産業・文化・福祉都市「足利」”の実現を目指すためには、現行の組織、制度、施策等を見直し、より弾力的かつ効率的な行政展開を図ることが必要である。

本市においては、すでに昭和49年から職員提案をもとに事務事業の改善を行ってきた。さらに昭和55年には、府内に行政改革検討委員会を設置し、組織の簡素合理化、OA機器の導入、民間委託等を推進してきた。

昭和58年10月には、学識経験者による「足利市行政改革推進調査会」を設置し、昨年の9月に行政改革に関する中間答申を、本年の9月には同最終答申を受けたところである。

この答申を尊重し可能な限り実施に向けて検討すべく、本年6月に市長を本部長とする足利市行政改革推進本部を設置し、個々具体的な問題については専門部会を設け鋭意検討しているところである。

この大綱は、本市の実情に即した行政改革を推進するための基本方針及び当面の措置事項を明らかにしたものであり、これを指針とし各年度ごとに措置内容を具体化し、積極的に実施していくものとする。

第1 事務事業の見直し

1 基本方針

ますます、複雑化・多様化する行政需要に対し、行政の責任領域に留意して、緊要度の高いものを選択することが、より必要となってくる。

本市の事務事業についても再点検をつづけ、受益と負担の公平確保、投資効果等に配意して、整理合理化を進めるものとする。

2 当面の措置事項

- (1) 予算編成に当たっては従来の増分主義や既得権主義を排除し、すべての経費についてゼロから積上げて検討し、もっとも効果的な事務事業を厳選するという発想のゼロベース予算を基本とする。
- (2) 補助金等については、事業費補助を原則とし、タイムリミット方式の採用、小額補助金の統合又は廃止、類似団体への補助金窓口の統合などに努める。
- (3) 使用料・手数料等は、応益負担の原則にたって市民負担を配意しつつ定期的に見直しをする。

第2 組織機構の簡素合理化

1 基本方針

行政の組織機構は、行政需要の変化に応じ流動的・有機的に変化しなければならない。

今後、組織機構を改革する場合は、現行より拡大することなく、さらに簡素で効率的かつ活力あるものとすることを基本とする。

また、各種調査・研究・審議を行う審議会等については、より合理化・効率化を図るものとする。

2 当面の措置事項

- (1) 第4次振興計画の具現化を踏まえ、現行組織機構を見直し、必要なものについて再編・統廃合を行う。
- (2) 中間管理職、専門職等については、権限と責任の不明確なものは作らないことを前提として再検討する。
- (3) 産業振興を図るため、関係審議会等の機能の充実強化を図り、併せて市の組織機構もより一層効果的な指導体制がとれるよう見直しをする。
- (4) 審議会等については、設置目的を達成するために人選や構成員数について十分分配意する。委員の選任に当たっては、多数兼任を避けるとともに、女性委員

の拡大に努める。なお、類似する審議会等については統廃合を進める。

第3 人事管理の適正化

1 基本方針

人事管理の主要な課題は、定員、職員の資質向上、人事・給与などであり、その適正な運用を図ることが重要である。

今後も職員の少数精鋭化を図りつつ、適正な人事・給与制度のもとで職員の意欲を高揚し、信頼と協調関係を確立する。

2 当面の措置事項

- (1) 国が示す定員モデルや類似団体の状況を参考にして職員定員計画を策定する。
- (2) 新たな行政需要、施設の新設等については、原則として職員の配置転換によって対処する。
- (3) 職員研修は、社会的変化に即応できる職員を育成するためにその内容、方法を見直していくとともに、自己啓発の助長・促進に努める。
- (4) 職員の人事待遇は、成績主義とし、信賞必罰の明確化を図る。
- (5) 給与は、基本的に国に準じた制度としているので、今後ともこれを堅持する。

第4 事務事業の民間委託、OA化等の推進

1 基本方針

いつの時代においても事務事業を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果をあげることが求められている。

民間における先端技術の導入、経営管理の近代化が進められている状況下において、民間委託することにより行政運営の効率化、市民サービスの向上等がはかられる事務事業については委託の推進を図る。なお、委託に当たっては、市が適正な管理監督を行い、行政責任の確保について十分に配意する。

また、事務処理の効率化等を図るため、OA化を推進する。

2 当面の措置事項

- (1) 可燃ごみ定期収集については可能な限り委託を拡大し、し尿収集については収集拠点の整理統合及び運搬体制の整備を進める。なお、西部清掃事業所焼却施設の稼働休止について検討する。
- (2) 公園・住宅・河川・道路などの管理は、さらに委託・請負の拡大やボランティアの育成・助長に努めるとともに、住宅などの管理は、公社を設立して行うことも研究する。
- (3) 公道内の配水管等の修理業務については、段階的に委託を進める。
- (4) 学校給食業務については、欠員の補充を可能な限り嘱託等で行い、調理場については、児童生徒数の変化や施設の改築にあわせ統合を進めるとともに公設民営化の拡大も検討する。
- (5) 財務会計のコンピュータ処理、その他事務のOA化については、年次計画を立てて積極的に進める。

第5 公共施設の管理運営の合理化

1 基本方針

公共施設の管理運営については、なお一層の市民の利便を図るため、可能な限り多角的な運用を検討するとともに、民間委託やパート、ボランティアの活用など積極的に進める。

2 当面の措置事項

- (1) 社会福祉施設については、社会情勢の変化を十分に把握し、将来的あり方の検討を進めながら管理運営の合理化を推進し、社会福祉法人等への委託については国の動向を見ながら検討する。
- (2) 御厨母子健康センターについては、設置の目的が達成されたので廃止する。
- (3) 勤労青少年ホームについては、勤労福祉施設としての機能を維持しつつ、多

目的に活用するとともに効率的管理運営を図る。

- (4) 公民館の事業については、事業参加者の自主的な管理運営の助長に努め、また地域内の各種コミュニティ団体などが、自ら事務処理をすることが可能となるよう指導・援助する。また、職員については地区との一体性を配慮しながら、嘱託化、パート化を進める。
- (5) 体育・文化施設については、(財)足利市体育・文化振興会への委託を拡大するとともに、職員の嘱託化、パート化、及び利用者団体等の参加を進める。

第6 公営事業の経営の合理化

1 基本方針

公営事業については、独立採算の基本原則に基づき、積極的な運営改善のための合理化を進める。

2 当面の措置事項

- (1) 競馬事業については、国県の指導・助言を得ながら収益事業としての目的達成に努める。
- (2) 公設地方卸売市場については、運営の適正化と経営の安定に努める。